

秋選管告示第十四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年二月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(ビラの届出等)</p> <p>第十条の二 衆議院小選挙区選出議員、参議院秋田県選出議員、知事又は県議会議員の選挙における法第四百二十二条(文書図面の頒布)第一項第一号、第二号、第三号又は第四号の規定による届出は、別記第三号様式の二その一によつてしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(証紙)</p> <p>第十条の三 衆議院小選挙区選出議員、参議院秋田県選出議員、知事又は県議会議員の選挙において法第四百二十二条(文書図面の頒布)第七項の規定により県委員会が交付する証紙は、同条第一項第一号、第二号、第三号又は第四号に規定するビラにあつては別記第三号様式の三その一に、同条第二項に規定するビラにあつては別記第三号様式の三その二による。</p> <p>2 略</p>	<p>(ビラの届出等)</p> <p>第十条の二 衆議院小選挙区選出議員、参議院秋田県選出議員又は知事の選挙における法第四百二十二条(文書図面の頒布)第一項第一号、第二号又は第三号の規定による届出は、別記第三号様式の二その一によつてしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(証紙)</p> <p>第十条の三 衆議院小選挙区選出議員、参議院秋田県選出議員又は知事の選挙において法第四百二十二条(文書図面の頒布)第七項の規定により県委員会が交付する証紙は、同条第一項第一号、第二号又は第三号に規定するビラにあつては別記第三号様式の三その一に、同条第二項に規定するビラにあつては別記第三号様式の三その二による。</p> <p>2 略</p>

別記第七号様式その2、第八号様式その2、第九号様式その2、第十号様式その2、第十一号様式その2中「秋田通啓」を「選挙区」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。